民間建築物におけるアスベスト対策について

令和5年8月

北海道開発局 都市住宅課

目 次

1. 民間建築物におけるアスベスト対策の概要

2. 民間建築物におけるアスベストの使用実態

3. 民間建築物におけるアスベスト対策の今後の取組方針

4. アスベスト対策の支援

5. 建築物石綿含有建材調査者講習登録制度

1．民間建築物におけるアスベスト対策の概要

民間建築物におけるアスベスト対策の経緯とこれまでの取組み

国土交通省

H17　アスベストが社会問題化

「アスベスト問題に係る総合対策」（アスベスト問題に関する関係閣僚による会合決定）（H17.12）
「建築物における今後のアスベスト対策について」（社会資本整備審議会建築分科会）（同上）

H19.12　総務省勧告

＜勧告の内容＞
- 1,000㎡未満の小規模民間建築物等について、的確かつ効率的な把握方法の検討
- 吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトの飛散性に関する研究の推進

⇒アスベスト対策部会・WGにおいて民間建築物の調査の推進方策等を議論（H20.9～H21.6）

H27.6　財務省執行調査

＜執行調査における指摘＞
最近のアスベスト含有調査及び除去等の実施済み棟数が低調に推移していることから支援制度を見直すべき

⇒執行調査での指摘を受け、以下のとおり補助期限を設定
［含有調査］H29末まで
（都道府県所有の公共建築物は、H27末まで）
［除去等］　H32末まで
（都道府県所有の公共建築物は、H28末まで）

H28.5　総務省勧告

＜勧告の内容＞
- アスベスト使用実態把握の適切な実施
- 小規模建築物を含めたアスベスト台帳の整備の推進

建築物におけるアスベスト対策（H17～）

建築基準法の改正
（H18．2）
アスベストの飛散のおそれのある建築材料の使用を規制し、これにより増改築の際の除去等を促進。

民間建築物における アスベスト調査の推進
（H17．12～）
昭和31年頃～平成元年に施工された民間建築物のうち延べ面積1,000㎡以上の建築物27万棟を対象に調査。

アスベストの調査・除去等への支援
（H17創設→H20拡充）
民間建築物等について補助を実施。
- 調査　：国10／10
- 除去等：国1／3、地方1／3 等

実態把握のための環境整備など（H21～）

建築物石綿含有建材調査者の育成
（H22～）
【H22～24】
- 調査者講習カリキュラム・テキスト作成、モデル実施（効果検証）

【H25．7】
- 建築物石綿含有建材調査者制度を創設

【H26．5】
- 関連業界団体へ調査者の活用促進にかかる周知

実態把握のための取組み
（H25～）
【H25～H26】
- 地方公共団体向けの台帳整備マニュアルの検討

【H26．11】
- 台帳整備マニュアルの作成

【H26～H27】
- 台帳整備マニュアルの普及（全国で講習会を実施）

飛散性調査（基準整備促進事業）
（H21～25）
【H21～H25】
- 吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウール以外の石綿含有建材が用いられている室における石綿の飛散状況等について調査

⇒吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトについて、有意な飛散がみられないことなどを結論

第7回アスベスト対策部会（H26．12）

①建築物石綿含有建材調査者の育成状況
②アスベスト使用実態調査の進捗状況

⇒①②の3年程度後の状況を踏まえて課題等を整理し、WGで必要な改善策等の検討を進めることとされた。

実態把握の加速に向けた取組み（H27～）

建築物石綿含有建材調査者の育成・活動促進
【H27】
- 調査者の活動状況にかかるアンケート調査の実施

【H28．4】
- 調査者をアスベスト改修事業の補助要件に位置づけ

建築物石綿含有建材調査者の充実・強化
【H30．10】
- 厚生労働省・国土交通省・環境省の3省共管による建築物石綿含有建材調査者制度を創設

【調査者登録数】計1,440名（R1.9末）

小規模建築物を含めた実態把握に向けた取組み
【H27～H28】
- 定期報告対象建築物を対象としたアスベスト使用実態調査（全国）
- 小規模建築物を対象としたアスベスト使用実態調査（横浜市）
- 台帳の整備状況など地方公共団体における取組状況に関するアンケート調査（全国）

【H29～】
- 地方公共団体向け講師養成講習の実施

第8回アスベスト対策部会（H29．5）　第9回アスベスト対策部会（H31．3）

①小規模建築物を含めた実態把握及び対策の推進
②関係業界団体との連携等による周知徹底　　等

建築基準法による増改築時におけるアスベスト対策の促進

国土交通省

○ 建築物へのアスベスト使用については、労働安全衛生法及び業界自主規制等により、順次廃止。

○ 平成18年の労働安全衛生法施行令の改正により、製造、輸入、譲渡、提供又は使用を禁止する対象が、アスベスト及びアスベストを0.1重量%超含む製品にまで拡大。

○ 平成18年に建築基準法においても、既存建築物における吹付けアスベスト等の除去等の対策を促進するため、
①新築時の吹付けアスベスト等の使用を禁止。
②既存建築物の増改築、大規模修繕・模様替時に吹付けアスベスト等の除去等の対策を行うことを義務付け。

○ 対策の種類は、除去、封じ込め及び囲い込みのいずれか。
ただし、封じ込め及び囲い込みの措置は、床面積の1/2を超えない増改築及び大規模修繕・模様替の既存部分に限る。

＜封じ込め＞

既存の吹付けアスベスト等はそのまま残し、吹付けアスベスト等への薬剤の含浸又は造膜材の散布等を施すことにより、吹付けアスベスト等の表層部又は全層を完全に被覆又は固着・固定化して、粉じんが使用空間内に飛散しないようにする工法

＜囲い込み＞

既存の吹付けアスベスト等はそのまま残し、吹付けアスベスト等が使用空間に露出しないよう、板状材料等で完全に覆うことによって粉じんの飛散防止、損傷防止を図る工法

大気汚染防止法及び労働安全衛生法に基づく石綿規制強化の検討について

厚労省：労働安全衛生法（石綿則）　公布日：2020年7月1日

【建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会（2018.7月～）】
建築物の解体・改修等におけるばく露防止対策に関する検討を行い、その結果を取りまとめ、石綿ばく露防止対策等の充実を検討。
※2020年４月とりまとめ

主な論点（見直し内容）

1. 事前調査の方法・範囲、資格者

- 建築物について、現地調査の必須化及び調査内容の明確化。
- 事前調査者の具体的な要件化（石綿含有建材調査者等）。
  ※戸建て等に特化した調査者講習を創設。
- 分析者の具体的な要件化（講習を修了した者等）。
- 調査結果を現場に備え付け。
  ※調査結果は店社において一定期間保存

2. 作業計画に基づく作業の実施

- 石綿健康診断の対象者の特定を目的とした作業の実施状況及び従事労働者の記録。
  ※記録は店社において一定期間保存

3. 事前調査結果の簡易届出

- 解体・改修工事にあたり、石綿含有建材の有無を届出。
  ・工事部分の床面積の合計80㎡以上の解体工事
  ・請負金額100万円以上の改修工事

4. 除去等作業終了後の措置

- 石綿等の除去の作業実施後、石綿等に関する知識を有する者が除去が完了したことを確認

現行規制の概要

規制対象

- 建築物の解体等に伴う吹付け石綿、保温材、耐火被覆材、その他材料の除去等作業
  ※レベル１・２・３を規制対象

（参考：レベル3建材の規制内容）
・事前調査の実施、作業計画の策定
・湿潤化、保護マスクの着用

作業開始前の措置等

- 目視、設計図書等による石綿使用有無の調査の義務。
- 石綿使用有無が不明の場合における分析 による調査義務。
- 調査結果の記録・結果概要の掲示を義務付け。
- 作業計画の策定義務。
- 石綿除去等作業計画の事前届出義務（レベル1・2建材のみ）

作業上の措置

- 吹付石綿除去作業等は、隔離、負圧の維持、作業開始時の集じん。
- 排気装置からの石綿漏洩有無の点検、作業開始時の負圧の点検等の義務。
- 作業場への立入禁止措置義務。
- 石綿を湿潤化する義務。
- 呼吸用保護具、保護衣の使用義務
- 使用した器具・工具等の付着物除去義務。
- 石綿作業場であること、注意事項、使用すべき保護具等の掲示義務。

管理対策

- 石綿作業主任者の選任義務。
- 労働者への特別教育実施義務。
- 常時、石綿作業に従事する者に対する健康診断の実施義務。
- 常時、石綿作業に従事する者に対する作業記録の作成・保存義務。

環境省：大気汚染防止法　公布日：2020年6月5日

【石綿飛散防止小委員会（2018.10月～）】
建築物の通常使用時から解体までのライフサイクル全体での石綿対策の強化のため、規制内容が近い労働安全衛生法等との連携を念頭に大気汚染防止法の見直しを検討。
※2020年１月とりまとめ

規制対象

- 建築物の解体等に伴う特定建築材料（石綿が飛散するおそれのある建材）の除去等作業。
  ※レベル１、２を規制対象

（参考）
レベル1：吹付石綿、石綿含有吹付ロックウール
レベル2：保温材、耐火被覆材
レベル3：成形板

事前調査

- 建築物解体等の前に、解体等工事受注者が、特定建築材料の使用有無を調査。
- 調査結果を受注者から発注者に説明。
- 事前調査結果の公衆への掲示。

除去等作業基準

- 発注者が、特定粉じん排出等作業（特定建築材料の除去等作業）を都道府県等に届出。
- 特定粉じん排出等作業に係る作業基準の遵守。
  － 作業内容の公衆への掲示
  － 隔離・養生・湿潤化等の実施
  － 集じん排気装置の稼働確認　等
- 作業基準を遵守していない場合の行政命令（作業基準適合命令・一時停止命令）　等

論点の凡例（着色）

・従来からある規制
・今般、大防法においてのみ追加する規制
・今般、石綿則及び大防法において追加する規制

主な論点（見直し内容）

1. 規制対象とする石綿含有建材の拡大

- いわゆるレベル３建材について、大防法上の規制枠組みの対象とする（作業基準の遵守、事前調査の実施等を義務付け）ための規定を整備。

2. 事前調査の信頼性の確保

- 事前調査の方法を法令で定める。
- 元請業者等に対し、事前調査結果の記録の作成及び保存を義務付け。
  （→都道府県等が適切に事前調査が行われたかを確認。）
- 元請業者等に対し、労働安全衛生法と共通の電子システムにより、石綿含有建材の有無にかかわらず一定規模以上等の建築物等の解体等工事の調査結果を都道府県知事に報告することを義務付け。
  （→解体等工事の現場を幅広く把握し、事前調査における石綿含有建材の見落とし等に対応。）

3. 特定粉じん排出等作業の石綿飛散防止の徹底

- 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った者への直接罰を創設。
- 元請業者に加え、下請業者にも作業基準遵守義務を適用。
- 元請業者等に対し、特定粉じん排出等作業に関する記録の作成及び保存を義務付けるとともに、元請業者に対し、発注者へ作業結果を報告することを義務付け。

4. その他

- 都道府県等による立入検査対象を拡大。
- 災害時における石綿飛散防止を推進するため、国や都道府県等は建築物等の所有者等による建築物等への石綿含有建材の使用の有無の把握を後押しすること等に努める。

石綿障害予防規則等の改正のポイント（令和２年７月１日公布）

改正前

レベル１

石綿含有吹付け材

レベル２

石綿含有保温材、
耐火被覆材、断熱材

レベル３

スレート、Pタイル、
けい酸カルシウム板1種等
その他石綿含有建材

計画届 ※十四日前

作業届 ※工事開始前

事前調査

作業計画

掲示

湿潤な状態にする

マスク等着用

作業主任者の選任

作業者に対する特別教育

健康診断

負圧隔離

集じん・排気装置の初回時点検

作業開始前の負圧点検

等

改正後　※傍線部分が改正内容

レベル１

石綿含有吹付け材

レベル２

石綿含有保温材、
耐火被覆材、断熱材

けい酸カルシウム板1種※2（破砕時）

仕上げ塗材（電動工具での除去時）

レベル３

スレート、Pタイル等
その他石綿含有建材

事前調査結果等の報告（一定規模以上の工事※1が対象）

計画届（レベル２も計画届）※十四日前

事前調査
※調査方法を明確化

資格者による調査

調査結果の３年保存、現場への備え付け

作業計画

作業状況等の写真等による記録・３年保存

掲示

湿潤な状態にする

マスク等着用

作業主任者の選任

作業者に対する特別教育

健康診断

負圧隔離

集じん・排気装置の初回時、変更時点検

作業開始前、中断時の負圧点検

隔離解除前の取り残し確認

等

隔離
※負圧は不要

※１ 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事
総トン数20トン以上の鋼製の船舶の解体・改修工事（※船舶については令和4年１月13日厚生労働省令第3号により追加）

※２ 石綿含有けい酸カルシウム板１種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル１・２ほどの飛散性はないが他のレベル３より飛散性が高い

2. 民間建築物におけるアスベストの使用実態

アスベストが使用された可能性のある民間建築物（推計）

国土交通省

○平成18年に建築基準法上使用が規制されるまでに、アスベストが使用された可能性のある民間建築物は約280万棟
○そのうち、業界が使用を自主規制をした平成元年以前に建てられた建築物は約157万棟
○そのうち、比較的多数の者の利用する規模として、1，000㎡以上の大規模建築物（約27万棟）を優先して調査を実施

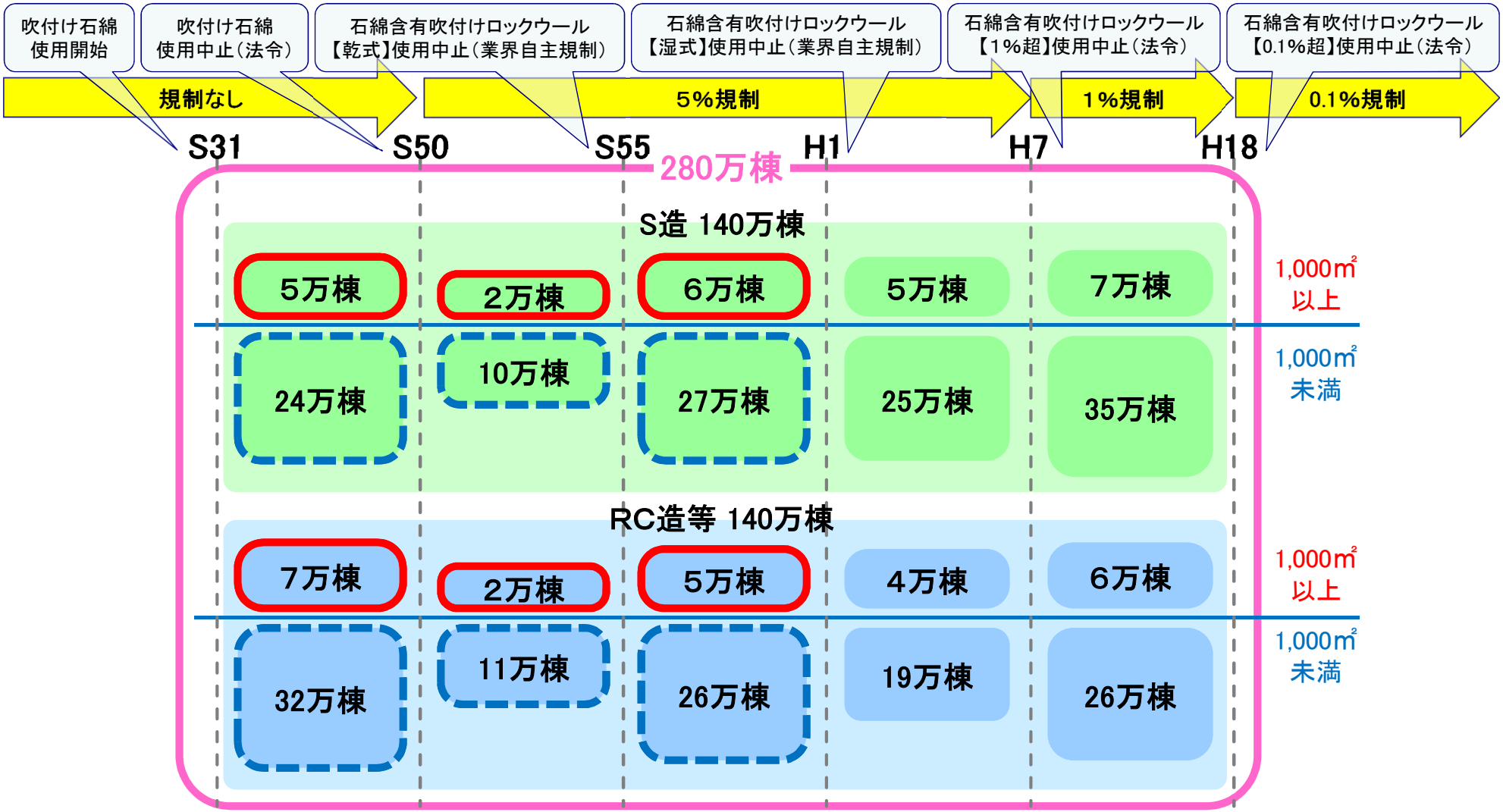

調査対象となる民間建築物は国内に約280万棟
→優先すべきは平成元年以前の約157万棟

うち、既に把握している大規模建築物は約27万棟
うち、今後把握すべき小規模建築物は約130万棟

民間建築物におけるアスベスト調査の推進（平成17年12月～）

国土交通省

●対象建築物

・昭和31年頃から平成元年まで*に施工された民間建築物のうち大規模な建築物（概ね延べ面積1,000㎡以上）

＊平成元年に建材メーカー業界自主規制により、アスベスト含有吹付けロックウールの使用中止

●調査建材

・吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール

●調査結果（R4.3.7時点）

・調査対象 ：約26.2万棟　→うち対応済※1 ：約24.9万棟（対応率95.2%）

・調査結果において、露出してアスベスト等が吹付けられている建築物 ：約1.51万棟　→うち除去済※2 ：約1.29万棟

※1「露出してアスベスト等が吹き付けられていないもの」及び「露出してアスベストが吹付けられているもののうち除去、封じ込め又は囲い込みの いずれかの対策を行ったもの（予定を含む）」

※2「除去、封じ込め又は囲い込みのいずれかの対策を行ったもの（予定を含む）」

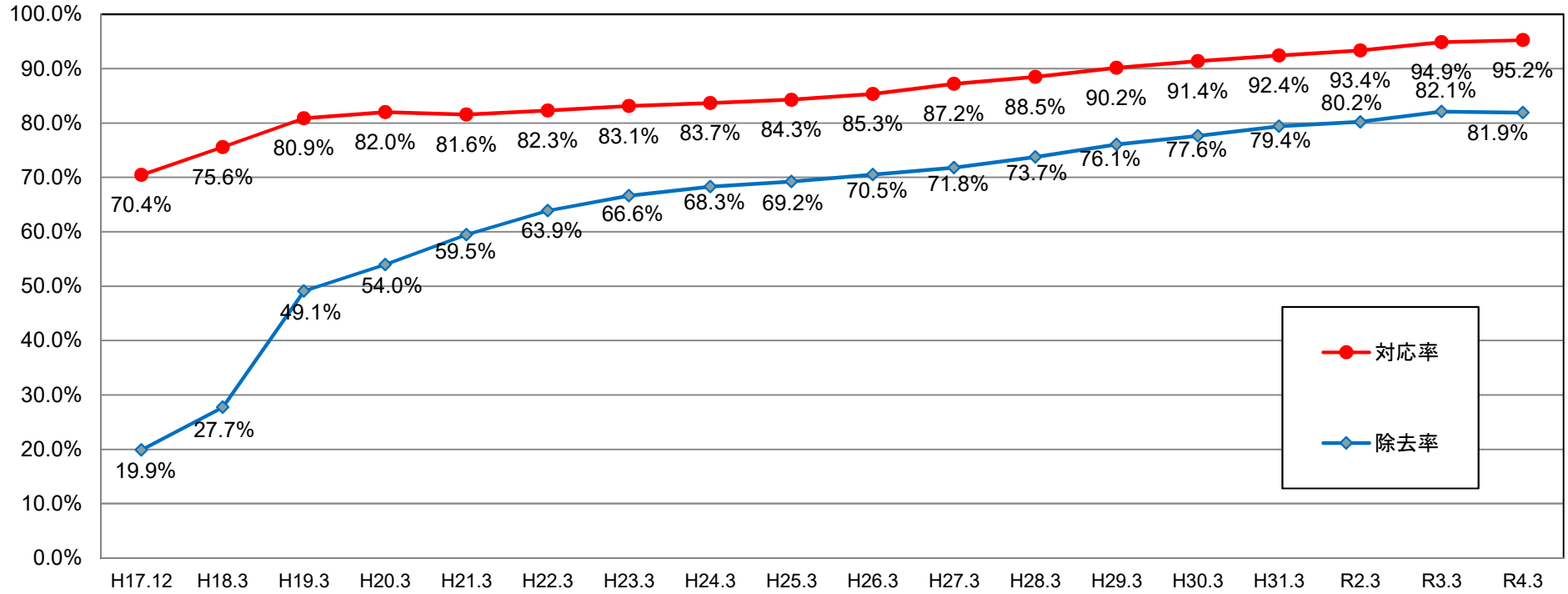

＜調査結果の推移＞

（補足）民間建築物におけるアスベスト調査の推進（平成17年12月～）

国土交通省

●調査結果（R4.3.7現在）

・**調査対象 ：約26.2万棟** →うち対応済※1 ：約24.9万棟（対応率95.2%）
・調査結果において、露出してアスベスト等が吹付けられている建築物 ：約1.51万棟 →うち除去済※2 ：約1.29万棟

※1「露出してアスベスト等が吹き付けられていないもの」及び「露出してアスベストが吹付けられているもののうち除去、封じ込め又は囲い込みの いずれかの対策を行ったもの（予定を含む）」
※2「除去、封じ込め又は囲い込みのいずれかの対策を行ったもの（予定を含む）」

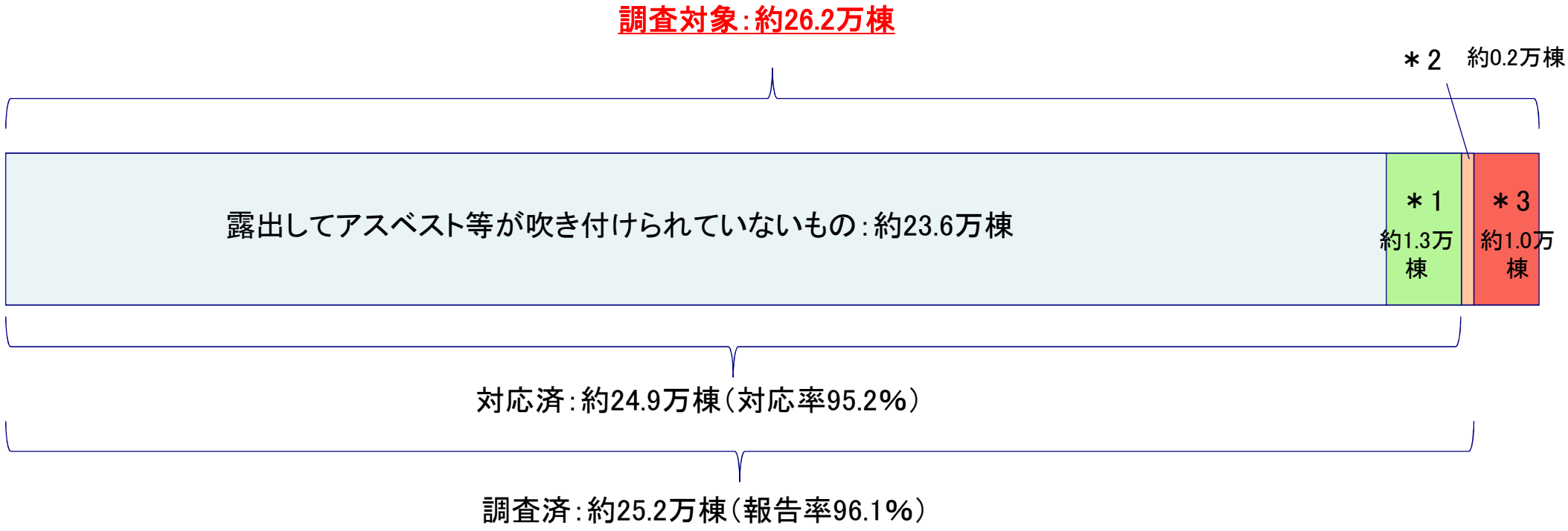

＊1 露出してアスベストが吹き付けられているもののうち除去、封じ込め又は囲い込みのいずれかの対策を行ったもの（予定を含む）：約1.28万棟
＊2 露出してアスベストが吹き付けられているもののうち除去、封じ込め又は囲い込みのいずれかの対策が未実施のもの：約0.21万棟
＊3 未報告のもの：約1.12万棟

3. 民間建築物におけるアスベスト対策の今後の取組方針

アスベスト対策に関する今後の取組方針（第9回アスベスト対策部会（H31.3.8開催））

国土交通省

平成31年3月の社会資本整備審議会アスベスト対策部会（第9回）において、

○ 特定行政庁における小規模建築物を含めたアスベスト調査台帳の整備及び実態把握のさらなる推進と、住宅・建築物アスベスト改修事業の活用や衛生上有害な建築物に対する指導・勧告等を通じた除去等の対策の推進

○ こうした台帳整備や実態把握を充実したものとするための周知徹底や、建築物石綿含有建材調査者などの活用促進

について、取組みを進めることが必要である旨が提言されているところ。

上記提言を踏まえ、地方公共団体に対し、以下の対応等を求める通知を発出。【R1.5.7国住指第1号】

① アスベスト調査台帳の整備の徹底及び調査・除去等の対策の推進

・引き続き、アスベスト調査台帳の整備を積極的に進めるとともに、調査台帳に掲載された建築物について、一層の調査・除去等の対策を推進すること。

・建築物の所有者等に対し、アスベストの除去等に向け、指導や助言を実施し、対応が進まない場合には勧告や命令を行うなど、段階的かつ柔軟な取組みを行うこと。

② 重点的な周知の徹底及び調査者の活用促進

・関係業界団体と連携した周知徹底について、継続的な取組みを行うこと。

・アスベスト台帳整備や実態把握を進めていくにあたり、国土交通省で育成に取組んでいる「建築物石綿含有建材調査者」の積極的な活用を検討すること。

4. アスベスト対策の支援

住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）

社会資本整備総合交付金等による支援

※民間建築物への補助は、民間事業者への直接補助ではなく、地方公共団体を通じた間接補助（地方公共団体による補助制度の整備が必要）

住宅・建築物のアスベスト対策を促進するため、住宅・建築物のアスベスト含有調査及びアスベスト除去等に対し支援を行う。

アスベスト改修のイメージ ▶

（1）アスベスト含有調査等

【対象建築物】 **吹付けアスベスト等(※1)が施工されているおそれのある住宅・建築物**で、以下に該当するもの。

①民間建築物（アスベスト対策に係るデータベースに記載されたもの）

②市区町村所有建築物（平成29年度までに市区町村が作成したアスベスト含有調査等に関する計画に記載されたものであって、アスベスト調査台帳（小規模建築物を含む）を整備している地方公共団体に存するもの）

【交付内容】 吹付け建材中のアスベストの有無を調べるための調査に要する費用

【国費率】 10/10（限度額：原則25万円/棟。民間事業者が実施する場合は、地方公共団体経由で補助）

【実施要件】 建築物石綿含有建材調査者(※2)が調査を実施するもの

【事業期限】 ①民間建築物：令和7年度末までを着手期限とする。

②市区町村所有建築物：令和5年度末までを着手期限とする。（都道府県所有建築物は、平成28年度末を期限に終了）

（2）アスベスト除去等

【対象建築物】 **吹付けアスベスト等(※1)が施工されている住宅・建築物**で、以下に該当するもの。（（1）アスベスト含有調査等の対象建築物に限らない）

①民間建築物

②市区町村所有建築物（アスベスト調査台帳（小規模建築物を含む）を整備している地方公共団体に存するもの）

【交付内容】 所有者等が行う**吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みに要する費用(※3)**

【国費率】 ・地方公共団体が実施する場合：1／3以内

・民間事業者が実施する場合 ：地方公共団体の補助額の1／2以内（かつ全体の1／3以内）

【実施要件】 石綿作業主任者によるアスベスト除去等に関する作業計画の策定に建築物石綿含有建材調査者(※2)を関与させるとともに、当該計画等に基づく現場体制に基づき実施するもの

【事業期限】 ①民間建築物：令和7年度末までを着手期限とする。

②市区町村所有建築物：令和5年度末までを着手期限とする。（都道府県所有建築物は、平成28年度末を期限に終了）

（※1）吹付けアスベスト又はアスベスト含有吹付けロックウール

（※2）建築物石綿含有建材調査者（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号））
アスベストに関する知識を有し、建築物の調査に関する実務に精通しているアスベスト調査の専門家

（※3）住宅・建築物の除却を行う場合にあってはアスベスト除却に要する費用相当分とする

住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）

国土交通省

（３）住宅・建築物のアスベスト対策の計画的実施の誘導等

【交付内容】 住宅・建築物のアスベスト対策の計画的実施の誘導に関する事業及びこれに附帯する事業
例）専門家派遣、説明会・学習会の実施、アスベスト対策のPRパンフレット作成　など

【国費率】 地方公共団体が実施する場合：１／２
民間事業者が実施する場合 ：地方公共団体の補助額の１／２以内（かつ全体の１／３以内）

【期　限】 なし

【実施要件】 なし

例）説明会の実施

例）PRパンフレット・チラシの作成

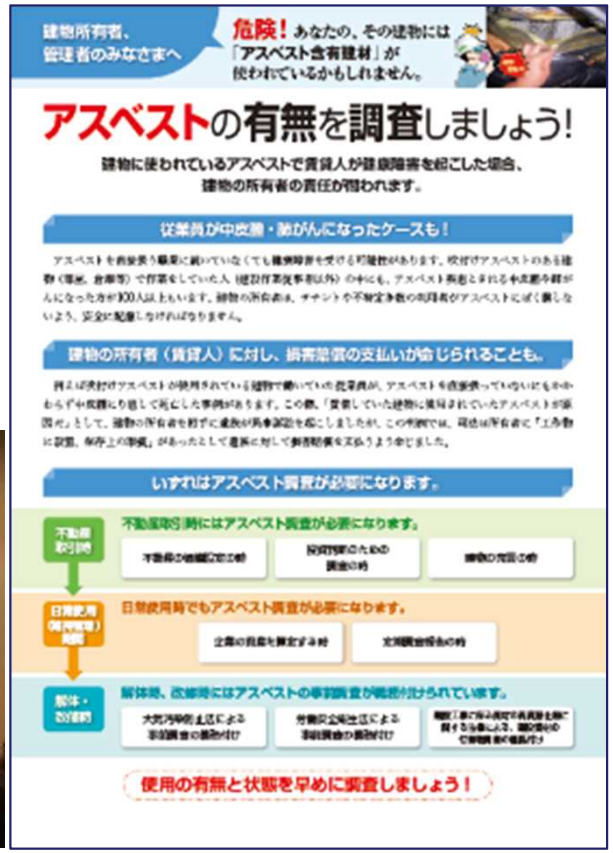

5. 建築物石綿含有建材調査者講習登録制度

建築物石綿含有建材調査者制度等（厚労省・環境省・国交省共管）

国土交通省

○ 建築物における石綿含有建材の実態把握を推進するため、厚労省・環境省・国交省が連携し、石綿含有建材の調査に関する専門家を育成するための講習制度を創設。（H25国交省告示による旧制度を発展。）
○ 建築物石綿含有建材調査者に係る講習のほか、一戸建て等石綿含有建材調査者（※）、工作物石綿事前調査者に係る講習を整備。

講習の登録制度

（※２）一戸建て住宅及び共同住宅（長屋を含む。）の住戸の専有部分を指す。共同住宅の住戸の内部以外の部分（ベランダ、廊下等の共用部分）や、店舗併用住宅は、含まれない。

厚生労働省（※１）
国土交通省
環境省

①講習の登録の申請 ⇄ ②講習の登録

講習実施機関

③講習の実施 → ④修了証明書の交付

受講者

赤字：新設（R5.3より）

講習の種類	特定建築物石綿含有建材調査者講習	一般建築物石綿含有建材調査者講習	一戸建て等(※2)石綿含有建材調査者講習	工作物石綿事前調査者講習
講習の方法等	講義（11時間）、実地研修、筆記試験及び口述試験	講義（11時間）及び筆記試験	講義（7時間）及び筆記試験	講義（11時間）及び筆記試験
受講資格	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等	工作物に関し一定の知識及び実務経験を有する者等
	右記の者のうち、建築物石綿含有建材調査に関して一定の実務経験を有する者	石綿作業主任者技能講習の修了者	石綿作業主任者技能講習の修了者	石綿作業主任者技能講習の修了者
修了者の位置づけ	特定建築物石綿含有建材調査者	一般建築物石綿含有建材調査者	一戸建て等石綿含有建材調査者	工作物石綿事前調査者
講習において対象とする石綿含有建材	全ての建築物の全ての材料（レベル1，2，3建材を含む） 建築物の通常の使用状態における調査及び法令（※3）に基づく解体等工事の事前調査を想定		一戸建て住宅等に係る全ての材料（レベル1，2，3建材を含む） ：建築物の通常の使用状態における調査及び法令（※3）に基づく解体等工事の事前調査を想定	特定工作物の全ての材料（レベル1，2，3建材を含む）及び工作物に使用される塗料等石綿を含有する不定形材料 工作物の通常の使用状態における調査及び法令（※3）に基づく解体等工事の事前調査を想定
受講免除等	工作物石綿事前調査者等については、基礎知識1，2及び報告書の作成に係る講義の受講を免除できる（※4）		―	建築物石綿含有建材調査者等については、基礎知識1，2及び報告書の作成に係る講義の受講を免除できる（※4）

（※１）登録手続は、講習事務を行う主たる事務所がある都道府県の労働局で実施。
（※３）大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）
（※４）当該講習の受講者についても受講の免除の対象となる。ただし、その受講開始日の属する年度の末日から起算して二年を経過するまでの者に限ること